

重点の全体像	重点事項数	重点番号	該当頁
1. <b>子ども・子育て</b> について、人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの	10	1番～10番	1～13
2. <b>医療・福祉</b> について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの	9	11番～19番	14～27
3. <b>まちづくりや土地・施設の有効活用</b> について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの	8	20番～27番	28～38
4. <b>民間事業者等</b> の積極的な活用を図るもの	4	28番～31番	39～42
5. <b>行政手続の効率化</b> を通じて、住民等の利便性向上を図るもの	5	32番～36番	43～47
6. <b>その他関係規定の見直し</b> により行政適正化・効率化等を図るもの	4	37番～40番	48～54

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
1	<p><b>病児保育事業における職員配置要件の緩和</b> (子ども・子育て支援法) 【省令改正等】</p> <p>(管理番号：11, 182)</p>	<p>富山市／鳥取県、中国地方知事会 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>(1) 病児保育事業について、市区町村が地域の実情等に鑑みて柔軟に職員配置を行えるよう、事業実施要綱上の職員配置要件を緩和するとともに、職員配置要件を緩和した施設についても、幼児教育・保育の無償化対象とする。</p> <p>(2) 病児保育事業の体調不良児対応型について、同事業の病児・病後児対応型と同様に、近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば看護師等の常駐を要件としないこととし、この場合において看護師等に課せられている、施設における児童全体の日常的な保健対応等は不要とする。</p> <p>これにより、保育士や看護師等の人材確保が困難な状況に対応するとともに、継続的・安定的な事業の実施に資する。</p>	<p>○ 病児・病後児対応型は、1日または半日の間、当該施設にて病児を預かることを目的としており、病児の看病を行う看護師に加え、常時保育士を配置することで、安全かつ安心して児童が過ごせる環境を整えることが重要。仮にいずれかの職員1名のみで病児の預かりを行うこととした場合には、児童から目を離す時間帯が生じてしまうため、安全管理上問題があると考える。</p> <p>一方、利用児童数は安定せず、病児の預かりに必要な職員の数は日によって異なることへの対応として、現行の実施要綱においても、職員配置基準の例外を認めており、柔軟な対応を行うことは可能。</p> <p>○ 体調不良児対応型において、体調不良児の発生について予見することは困難であり、初期対応の遅れによって児童の生命・身体に危険が生じる可能性もあるため、同一施設内に看護師を常駐させずに本事業を実施することは困難。</p> <p>また、平時における児童全体の日常的な保健対応についても、専門職である看護師によらず、保育士がその役割を担うことは適切でない。</p>	<p>○ 病児・病後児対応型病児保育事業については、現行の職員配置要件の緩和措置によってもなお事業の実施が困難である地域が存在するという実態を踏まえ、地域の実情に応じて事業を行えるよう、更なる職員配置要件の緩和を検討いただきたい。</p> <p>○ 体調不良児対応型病児保育事業については、看護師等の駆け付けによる対応を認めることにより事業の拡大を図り、事業者と利用者の双方にとって安心できる保育環境の整備を進めるべきではないか。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
2	<p>保育所における保育室等の居室面積に関する基準の見直し (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 15)</p>	<p>須坂市、中野市、 飯山市、茅野市 (厚生労働省)</p>	<p>幼児教育・保育の無償化により入所希望者が増加していることから、保育所の保育室等の居室面積基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直す。</p> <p>これにより、施設を新設することなく入所希望者数の増加に対応することが可能となり、子どもの受け皿の拡充に資する。</p>	<p>乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じ得る事項であり、質の確保を図るため「従うべき基準」として国が最低基準を定めるべきであり、地域の実情に応じて異なることができる「参酌すべき基準」には馴染まない。</p> <p>その上で、待機児童の数が深刻な状態であり、かつ、地価が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、当該面積基準を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、国の基準と異なる内容の条例を定めることを認めている。</p> <p>厚生労働省としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「子育て安心プラン」に基づき小規模保育事業や家庭的保育事業等の多様な保育を含め、保育の受け皿確保を進めていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育ニーズの増加に対して施設の新設や増改築による対応が困難な場合があることを踏まえ、保育所における保育室等の居室面積基準については「参酌すべき基準」とすべきではないか。</li> <li>○ 提案団体は、居室を一定程度狭くした場合でも、独自の工夫により保育の質は確保できると主張しており、保育の質の確保に係る一定の取組を前提に、居室面積基準の緩和が可能ではないか。</li> <li>○ 居室面積基準を「標準」とする大都市における特例を講じているが、特例を活用した地方公共団体において実際にこれまで問題が生じていないのであれば、大都市に限らず増大する保育ニーズに地方公共団体が対応できるよう、「従うべき基準」の見直しを検討すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	<p><b>幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し</b>                      (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)  <b>【通知改正】</b>                      (管理番号：28)</p>	<p>藤枝市                      (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>幼保連携型認定こども園の園庭の位置等について「従うべき基準」とされており、園舎及び園庭を同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則とされているところ、園舎の付近にある公園等についても園庭とみなし、その面積を基準上必要とされる園庭の面積に算入することを可能とする。                      これにより、幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行が促進され、子どもの受け皿の拡充に資する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
3	<p>幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向けさせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入出りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。</p> <p>一方で、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。</p> <p>しかしながら、藤枝市のご提案は、移行特例の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積のみならず満3～5歳児に係る園庭の面積についても、さらには、新設の場合の園庭の面積についても、基準を見直し、園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるようにすることを求めているものである。</p> <p>園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和するということは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねず、要件緩和により幼児教育としての質の確保を担保できなくなるおそれがあることから、ご提案を採用することは困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 園庭は園舎と一体的に設置され、かつ現行の面積基準を満たすものでなければならぬという理由について、合理的な説明をいただきたい。</li> <li>○ 近隣の公園等代替地も含めて必要な園庭の面積が確保されれば質の確保は可能ではないか。現在の園庭の基準について柔軟な運用を検討いただきたい。</li> <li>○ 幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際に、新たな施設の整備等に伴い園庭の拡張が必要になる場合もあるが、特に市街地など土地の確保が困難な地域においては対応が難しいことから、園庭の基準を緩和すべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
4	<p><b>指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲</b></p> <p>(地方自治法、児童福祉法) 【政令改正】</p> <p>(管理番号：50)</p>	岡山県 (厚生労働省)	<p>指定都市・中核市が設置する保育所については都道府県知事が指導監査権限を有するところ、これを指定都市・中核市の長に移譲する。</p> <p>これにより、指定都市・中核市が設置する幼保連携型認定こども園と同様に、指定都市・中核市による指導監査が可能となり、効率的な指導監査実施に資する。</p>	<p>指定都市等が設置主体である保育所に対する保育所指導監査を指定都市等が実施することについては、各都道府県及び指定都市等における保育所指導監査の実施状況や、指導監査の実施体制の実態把握を令和2年度中に行うこととし、当該実態把握の結果を踏まえて必要な検討を行ってまいりたい。</p>	<p>○ 指定都市・中核市が設置する保育所に対する指導監査については、都道府県にその権限はなく、指定都市・中核市の内部管理権限に基づき行われるべきとの説明があったが、速やかに地方公共団体等へ周知いただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
5	<p><b>幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付の月割りを可能とする見直し</b> (子ども・子育て支援法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号： 209, 256)</p>	<p>豊橋市、蒲郡市、 新城市、田原市 ／熊本市 (内閣府、文部 科学省、厚生労 働省)</p>	<p>幼児教育・保育の無償化に係る「施設等利用費」の給付事務において、利用者が途中で転園せずに他の市区町村へ転出した場合等について、施設等利用費は日割りで算出することとされているところ、月割りを可能とする。</p> <p>これにより、幼児教育・保育の無償化についての利用者の利便性が向上されるとともに、地方公共団体における事務負担の軽減に資する。</p>	<p>住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考える。例えば、1日しか居住していない自治体が30日分の業務・費用を負担することのアンバランスさを踏まえると、単に月の初日を基準にすることは不相当と考えられる。</p> <p>無償化に関係する市町村実務を検討する会議における検討を経て、現行の取扱いとなっているが、転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであるため、まずは当該通知を发出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。</p> <p>本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新制度未移行幼稚園を利用した場合における施設等利用給付については、月割りにする方向で整理・周知したいとの説明があったが、早急な対応が必要であり、今後のスケジュールについて示していただきたい。</li> <li>○ 認可外保育施設等、施設等利用給付の対象となる新制度未移行幼稚園以外の施設や預かり保育事業等についても月割りとすることが可能か検討いただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件等の見直し (子ども・子育て支援法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：32,169)</p>	<p>大阪府／島根県、中国地方知事会 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱについて、令和4年度を目途に加算対象職員の研修受講の必須化を目指すこととされているところ、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 新型コロナウイルスの影響により計画的な研修受講に支障が生じていることから、研修受講の必須化を延期するとともに、レポート提出による代替を認めるといった研修方法の多様化を行う。</p> <p>② 加算要件として認められている園内研修等の確認事務（都道府県が実施）について、全国統一のスキームを提示するとともに、施設等が申請する際の標準様式を提示する。また、他の都道府県において受講した園内研修等の取扱いを明確化するとともに、加算要件として認められる研修内容に関する情報を地方公共団体へ提供する。</p> <p>③ 保育所等において加算要件として認められている保育士等キャリアアップ研修において、保育士以外の職員の実務に即した研修分野の新設と当該職員が受講すべき研修内容を明確化する。</p> <p>これにより、計画的な研修受講が図られるとともに、都道府県における事務負担の軽減に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
6	<p>&lt;①研修受講の必須化の時期の延期、研修の多様化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修修了要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況を踏まえて必須化を目指すとしているが、必須化の開始時期については、対象職員の実際の研修の受講状況も踏まえながら、検討を行ってまいりたい。</li> <li>幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修は、レポートの提出のみをもって研修受講を代替することは難しいのではないかと考える。</li> <li>保育所等における保育士等キャリアアップ研修についても、レポート提出のみで研修受講と代替することは困難である。なお、研修方法については、eラーニングで実施する場合の実施方法等を示し、研修方法の多様化を図っている。</li> </ul> <p>&lt;②園内研修等の確認事務の統一、他県で行われている研修等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱いについては、既に明確に示しているところであり、認定等に係る申請書類についても既に統一様式を示しているところである。</li> <li>保育所等における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱いについても、既に明確に示しているところであるが、認定等に係る申請書類について標準的な様式を今年度中にお示しできるよう検討を行ってまいりたい。</li> <li>また、幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修については、加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを引き続き活用しつつ、事務負担軽減の方策として、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。</li> <li>保育所における保育士等キャリアアップ研修については、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取扱いを示しているところであり、この取扱いにより、十分に対応できるものと考えられる。</li> </ul> <p>&lt;③保育士以外の職員の研修の充実等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務職員や調理員等が受講することを想定した研修分野（例えば、マネジメント分野や食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策）も創設しているため、新たな研修分野を設ける予定はないが、指摘の事務職員や調理員等が受講することが望ましい研修分野については、整理の上、今年度中に周知してまいりたい。</li> </ul>	<p>① 新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和4年度からとされている研修の必須化の延期について、早期に判断し明確化すべきではないか。また、1次ヒアリングにおいて、eラーニングの更なる活用等について周知していきたい旨の説明があったが、周知する内容や時期について示していただきたい。</p> <p>② 都道府県等、事業者、研修受講者の負担を軽減するため、園内研修の認定申請の際の標準様式を定めるとともに、認定される研修内容等の判断基準を示すべきではないか。あわせて、幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習の認定についても、同様の対応を行うべきではないか。また、研修修了者の情報や都道府県における研修実施機関の認定状況の情報について、都道府県間で円滑に共有するための仕組みを検討いただきたい。</p> <p>③ 保育士以外の事務職員等がスキルアップのために受講すべき研修について整理の上周知することのことが、周知する内容や時期について示していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
7	<b>保育士の就業状況等の届出の努力義務化</b> (児童福祉法) <b>【法律改正】</b>  (管理番号： 174)	岐阜県 (厚生労働省)	現行制度上、保育士の離職時等の住所や就業状況等の届出を義務付ける規定はないところ、都道府県等への届出を努力義務化する。これにより、潜在保育士へのきめ細やかな就業支援が可能となり、保育士の復職や保育士不足の解消に資する。	離職時の情報の届出に努力義務をかけることについては、子ども・子育て会議において、「法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである」との提言を受けており、具体的にどのような場合に届出を求めるかということを含め、必要な検討を進めてまいりたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士の確保が全国的に喫緊の課題であることから、看護師や介護福祉士における取組も参考にしながら、積極的に検討すべきではないか。</li> <li>○ 保育士・保育所支援センターの実態や検討状況について、2次ヒアリングにおいて説明いただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
8	<p>児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化 (児童福祉法) 【政令改正】</p> <p>(管理番号： 258)</p>	熊本市 (厚生労働省)	<p>障害児通所給付決定については、障害児の保護者の所得や子どもの数に応じて保護者が負担すべき上限月額を決定しているが、年齢要件のみで判断される「就学前の障害児の発達支援の無償化」により利用者負担が発生しないことが明らかな場合には、決定に当たり、障害児の保護者の所得や子どもの数の確認等を不要とする。</p> <p>これにより、申請者である保護者が証明書等を取得する手間が省けるとともに、地方公共団体の負担軽減に資する。</p>	<p>「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の廃止に伴う受給者証の記載方法は、障害福祉サービス事業所における報酬の請求事務に影響を与えることになる。</p> <p>一方で、利用者や自治体の事務負担の軽減は重要であることから、御提案いただいた内容について上記に留意しつつ検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、見直しに当たっては、全国の報酬請求等の事務の混乱を回避する観点から一定の準備期間が必要と考えられ、事業所への周知や、国保連合会における報酬の審査支払に係るシステム改修の必要性を含め、検討を行ってまいりたい。</p>	<p>○ 1次ヒアリングにおいて、無償化対象児に係る「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の必要性について改めて精査し、手続の在り方を検討するとの説明があったが、手続の簡素化によるメリットとデメリット、簡素化が困難なケースがどの程度あるのか等を総合的に勘案した上で、地方公共団体、利用者双方にとって効率的な手続となるよう、積極的に検討いただきたい。</p> <p>○ 検討の進捗状況やスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に説明いただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
9	<p>障害児通所 給付決定に おける有効 期間の見直 し (児童福祉法) 【省令改正】</p> <p>&lt;R元年フォ ローアップ案件 &gt; (管理番号： 149)</p>	熊本市 (厚生労働省)	<p>障害児通所給付決定につ いて、現行制度ではその有 効期間の上限が12カ月とさ れているところ、障害の状 況や利用サービスの種類等 に応じ、その上限を延長す ることとする。</p> <p>これにより、個々の障害 児の状況に応じた期間の支 給決定が可能となり、申請 者である保護者及び地方公 共団体の事務負担の軽減に 資する。</p>	<p>【令和元年対応方針】</p> <p>障害児通所給付決定の有効期間に ついては、給付決定の実態等に係る 調査を行い、制度運用の在り方につ いて検討し、令和2年中に結論を得 る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。</p>	<p>○ 給付決定の実態等に係る調査 については、極力地方公共団体 の負担にならないよう、可能な 限り効果的・効率的な方法で実 施するとともに、その結果をも とに、年内に結論を出していた きたい。</p> <p>○ 調査の状況や検討の進捗等 について、2次ヒアリングにおい て説明いただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	<p>小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し (児童福祉法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：24, 203)</p>	<p>新潟市／指定都市市長会 (内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>小児慢性特定疾病対策事業に係る医療受給者証の発行に当たっては、医療保険者に対して高額療養費適用区分を照会等を行い記載するとされているが、この区分の記載を廃止することとし、廃止が難しいければ、限度額適用認定証等による確認を可能とすることで、医療保険者への照会を不要とする。</p> <p>これにより、地方公共団体及び医療保険者の事務負担が軽減されるとともに、受給者証の早期発行に資する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 1. 子ども・子育てについて、 人員配置や資格の柔軟な運用等によりサービスの質・量の確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
10	<p>都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。</p> <p>医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。</p> <p>限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。</p> <p>①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されるところ、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。</p>	<p>○ 令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。</p> <p>また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。</p> <p>○ 医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
11	<p><b>小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し</b> (介護保険法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 180)</p>	鳥取県 (厚生労働省)	<p>小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直す。</p> <p>これにより、市町村が地域の実情に応じた定員数を定めることで、利用ニーズへの柔軟な対応による利用者の利便性の向上や事業者の経営状況の改善に資する。</p>	<p>複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となる既存の仕組みの「サテライト型事業所」を設置することによって、解決することができるため活用を検討頂きたい。なお、サテライト型事業所の整備に当たっては、地域医療介護総合確保基金の活用が可能である。また、経営状況の改善に当たっては、定員規模の拡大以外にも、市町村独自報酬による加算が制度上設けられているので活用を検討頂きたい。</p> <p>さらに、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会において、「過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずること」について、どう考えるか。仮に措置を講ずる場合、対象地域、一定の条件、一定の期間について、どう考えるかを事務局から論点として提示し、議論を進めているところであり、その結果を踏まえて対応していく予定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1次ヒアリングにおいて、介護給付費分科会で定員基準の見直しも含めて議論する旨が示されたところ、その際は、事業者団体の見解だけでなく、過疎等の地域的な状況や困っている地方公共団体の現場の意見を踏まえて議論していただきたい。</li> <li>○ 「小規模」の概念を示せば規模拡大につながることはないと考えられるため、「従うべき基準」とする必然性はなく、地域の实情に柔軟に対応できるようにするべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	<p>訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し (介護保険法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 186)</p>	鳥取県 (厚生労働省)	<p>訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直す。</p> <p>これにより、都道府県が地域の実情に応じた看護師等の人員数を定めることで、訪問看護事業への参入促進や看護師等の離職による事業所の休止・廃止の抑制に資する。</p>		次頁のとおり

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
12	<p>介護保険は公的な制度であるため、地域性を問わず、介護サービスの質の確保にとって必要不可欠であり、全ての事業所が適切なサービスを提供するために遵守すべきものについては、全国一律で「従うべき基準」として整理している。</p> <p>一方で、現行制度においても、サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においてもサービスを確保できるよう、市町村が必要と認める場合、通常的人员基準を満たさない場合であっても訪問看護を提供できることとしており、ご要望の中山間地域において常勤換算2.5人の人員基準を緩和することは、既に可能となっている。</p> <p>なお、訪問看護においてはサテライト事業所の設置が可能であるが、サテライト事業所においては、中山間地域を含め全ての地域で、例えば、本体事業所に常勤換算1.5名を配置していれば、常勤換算1名の配置でも訪問看護を提供することが可能であり、人員面に配慮した措置を講じている。</p> <p>また、これまでも訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る方針（平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」）に基づき、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、利用者、事業所、有識者等で構成される社会保障審議会介護給付費分科会において、現行の人員基準を維持すべきとの結論（平成25年3月8日社会保障審議会介護給付費分科会報告）を得て、当該特例措置も廃止されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤換算2.5人以上を基準とし、「従うべき基準」としている明確な根拠を示すべきであり、もし示せないのであれば、「参酌すべき基準」とするべきではないか。</li> <li>○ 現行の人員基準を満たせないことにより事業の休止・廃止に至っている全国の事業所の実態を必要最小限度で早急に把握した上で検討を行うべきではないか。</li> <li>○ 特例居宅介護サービス費については、指定地域以外でも看護職員の確保が難しい地域も存在しているため、この制度で対応可能とはいえないのではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
13	<p>ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和 (介護保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号： 67)</p>	八王子市 (厚生労働省)	<p>介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の介護職員又は看護職員の人員に関する基準について、ICT等を活用する場合、その緩和を可能とする。</p> <p>これにより、介護人材確保の負担軽減、職員の処遇改善、業務の効率化に資する。</p>	<p>例えば、介護老人福祉施設においては、ユニット型では利用者対職員の比率が「1.8：1」、多床室では「2.2：1」となっており、人員基準よりも各施設において手厚めに配置しているのが実情である。見守りセンサーやICT等を先進的に活用する介護施設でも、「2.8：1」の人員配置で運営を行っており、指定基準に定める「3：1」には至っていない。</p> <p>そのため、令和2年度において、①地域医療介護総合確保基金を活用し、業務効率化に取り組む地域のモデル施設を育成するための補助の新設や、介護ロボットやICTの導入補助の拡充を行うとともに、②いわゆるリビングラボを中心に介護ロボットのプラットフォームを構築し、介護施設でのテクノロジー活用した大規模な効果検証を行い、エビデンスデータを蓄積するなどを行う。その上で、更なる人員配置基準の緩和というご要望については、まずは「3：1」の実現に向けて、介護現場における介護ロボットやICTの活用を着実に推進してまいりたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人員配置に当たっての事業所の意向など現場の実情・実態を必要最小限度で早急に把握するべきではないか。</li> <li>○ 1次ヒアリングにおいて、介護給付費分科会における報酬改定の議論で人員基準も含めて検討を行う旨が示されたところ、ICT等の活用によって人が行う業務の効率化を積極的に認めていくことは政府の方針であることも踏まえ、前向きに検討いただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
14	<p><b>国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し</b>                      (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、国民健康保険法)                      【法律改正等】</p> <p>(管理番号：34, 62, 69)</p>	<p>中核市市長会                      ／豊田市／八王子市                      (内閣府、総務省、厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険の被保険者資格喪失については、世帯主からの届出がない場合、市区町村による文書照会等を経なければ資格喪失に係る処理を行うことができないところ、以下の見直しを行うことで、迅速で適正な資格管理及び市区町村の事務負担の軽減に資する。</p> <p>① オンライン資格確認のシステムで一元管理される資格情報を利用し、国民健康保険と他の医療保険との二重加入となっている被保険者の情報を保険者へ通知し、資格の切り替えを可能とする。</p> <p>② 国民健康保険の資格喪失の届出が提出された場合に限られているマイナンバー制度の情報連携について、他の医療保険の資格取得により国民健康保険の資格喪失が疑われる場合には、届出が提出されていなくとも、マイナンバー制度による情報連携により、医療保険給付関係情報を照会可能とする。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
14	<p>医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。</p> <p>これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管理をより適切に実施することが可能となる。</p> <p>なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックが令和3年3月から開始されるのであれば、事務の効率化等の観点から処理手続やシステム環境等の検討・整備を速やかに行うとともに、市町村側が滞りなく運用開始できるようその内容を早急に保険者に周知いただきたい。</li> <li>○ 資格重複チェックの機能で市町村が資格重複状況を把握できるようになるのであれば、被保険者及び市町村の負担軽減の観点から、勸奨文書なしで職権による資格喪失が可能となるようにすべきではないか。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	<p><b>国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化</b> (国民健康保険法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号：113)</p>	<p>砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町 (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険における高額療養費の申請手続は、自己負担限度額を超えた月ごとに領収書をまとめ、申請書に添付して市区町村に提出することとなっているが、70歳以上の者については、実質的な申請は初回時のみで足り、以降は被保険者(住民)から申請がなくとも高額療養費を支給できるよう簡素化されている。</p> <p>こうした申請手続の簡素化について、69歳以下の者も含めた全年齢を対象として可能とする。</p> <p>これにより、被保険者(住民)の申請手続と市区町村の事務負担の軽減に資する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
15	<p>高額療養費の支給申請に当たっては、被保険者の実際の負担額の確認や、被保険者に対する過誤給付の防止等の観点から、原則として、支給申請書を添付書類と併せて保険者に提出することを求めている。</p> <p>国民健康保険に加入する70歳から74歳までの被保険者については、平成28年の分権提案により、後期高齢者医療保険と同様に高額療養費の対象者が高齢であるため、毎月自治体に来庁いただく負担や、69歳以下と異なり全てのレセプトを対象としているため、書類の提出が負担となりえることを鑑み、事務的な負担が過重とならぬよう、デメリットを示した上で市町村の判断により支給申請を初回申請のみで可能としたものである。</p> <p>70歳未満に対する、高額療養費の支給申請の簡素化については、以下の通りデメリットもあり、市町村の実務に与える影響を慎重に見ていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（保険料滞納者が少ない市町村国保において、）滞納者との接触の機会が失われること</li> <li>・レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること</li> <li>・世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること</li> <li>・高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村及び被保険者双方の負担が生じているという現状を踏まえ、当該見直しを行うことができない明確な理由がない限り、市町村の判断により、全年齢で高額療養費の支給申請手続の簡素化を可能とする方向で検討するべきではないか。</li> <li>○ 1次ヒアリングにおいて、市町村等に意見聴取する旨の発言があったことを踏まえ、市町村等の実態を必要最小限度で早急に確認し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
16	<p>乳がんの集団検診（マンモグラフィ）における医師の立会いを不要とする見直し （診療放射線技師法） 【省令改正】 （管理番号：231）</p>	<p>兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 (厚生労働省)</p>	<p>乳がんの集団検診（マンモグラフィ）に必要な医師の立会いについて、肺がんの集団検診（胸部エックス線検査）と同様に、立会いを不要とする。 これにより、医師の確保が困難な地域における検診機会の増加に資する。</p>	<p>平成25年度厚生労働省特別研究事業における調査研究等において、医学的・専門的見地から、「具体的なニーズの有無を明らかにすべき」、「検診の実施に必要な手技等を評価した上で、安全を担保するために必要な体制整備も含めて検討すべき」といった意見が示されている。 これらを踏まえ、関係者の意見を聞きつつ、対応の可否について検討を進めてまいりたい。</p>	<p>○ 政府としてがん検診受診率向上を目指している中、本提案は受診率向上に寄与するものであることから、前向きに検討いただきたい。</p> <p>○ 検討に係るスケジュールについて、具体的に示していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
17	<p><b>障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大</b>                      (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)  <b>【法律改正】</b>                      (管理番号：225)</p>	<p>埼玉県、埼玉県                      町村会                      (厚生労働省)</p>	<p>居宅や障害者支援施設等から、他の市区町村に存する介護施設に入所し、介護保険サービスに加えて障害福祉サービスを利用する場合に居住地特例(施設入所前市区町村が、支給決定等を行い、費用を負担する)を適用する。                      これにより、市区町村間の適正な責任の分担と負担の公平を確保するとともに、介護保険サービスと障害福祉サービスに関する手続を同一市区町村で行うことが可能となり、利用者の利便性向上に資する。</p>	<p>介護施設に入所し介護サービスを利用しつつ、障害者総合支援法による介護給付費等を利用し、かつ、介護施設入所前の居住地の市町村以外の介護施設に入所している者は少ないと思われるが、介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確であることから、現時点で介護施設を居住地特例の対象とすることは困難である。</p>	<p>○ 1次ヒアリングにおいて、実態把握を行う旨の発言があったことを踏まえ、地方公共団体の実態を必要最小限度で早急に把握し、2次ヒアリングまでに検討の方向性を示していただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
18	<p><b>障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し</b>                      (障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について、日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明業務への協力方依頼について)  <b>【通知改正】</b></p> <p>(管理番号： 123, 173)</p>	<p>特別区長会、 大村市／岐阜 県                      (総務省、厚 生労働省、国 土交通省)</p>	<p>有料道路の障害者割引制度及び日本放送協会放送受信料免除制度の申請に関して、申請者が有料道路会社及び日本放送協会に必要な資料を添えて郵送等により直接申請することを可能とし、市区町村による証明事務を廃止する等の見直しを行う。</p> <p>これにより、申請者及び市区町村の事務負担の軽減に資する。</p>		<p>次頁のとおり</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
18	<p>(有料道路における障害者割引制度について)</p> <p>【厚生労働省】 制度成立当初から現在に至るまで、市区町村等において証明事務を行っているところであり、仮に有料道路事業者にて証明事務手続を運用することとなった場合、高速道路会社の事務所に赴く必要があるほか、割引の申請に必要な書類や手続に要する時間の増加等の負担が生じ、障害者の方の利便性が損なわれることが懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えられる。</p> <p>【国土交通省】 本制度は、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録等の手続きは、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村等において行っているところである。この登録手続等を有料道路事業者が行うことについては、有料道路事業者が障害者の方の生存や障害の程度等の個人情報保有していないことから、その申請の適正性の確認を行うことは、困難と考えられ、また、登録手続を行うための人員確保及びそれに係る経費など、有料道路事業者に新たな負担が生ずることが懸念される。なお、有料道路事業者の拠点は限られており、日頃から障害者が障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで手続を実施できる方が、利用者利便の観点からも適切と思われるが、制度の効率的な運用が図れるよう、有料道路事業者等と連携して検討してまいりたい。</p> <p>有料道路事業者の拠点は限られており、日頃から障害者が障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで手続を実施できる方が、利用者利便の観点からも適切と思われる。</p> <p>なお、制度の効率的な運用が図れるよう、有料道路事業者等と連携して検討してまいりたい。 (日本放送協会放送受信料免除制度について)</p> <p>【総務省・厚生労働省】 受信料免除申請に係る証明事務は、障害者団体の意向も踏まえ、申請者である障害者の方の申請に係る各種挙証資料を準備するための労力及び金銭的負担を軽減し、また、申請者の個人情報保護及びプライバシー確保に配慮するなど、地域における障害福祉を充実させる観点から、自治体において行われてきた。このため、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があり、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令に基づかない事務の実施について、通知を發出し協力を依頼している立場として、障害者の利便を損なうことなく、事務負担軽減策を検討いただきたい。</li> <li>○ 申請者・地方公共団体双方の事務負担軽減のため、対面申請の見直しについて、ICT技術の活用等も含め、検討いただきたい。</li> <li>○ 申請者・地方公共団体の事務負担軽減のため、有料道路における障害者割引制度については更新手続、日本放送協会放送受信料免除制度については存否調査の頻度を低減していただきたい。</li> </ul>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	<p><b>難病法による特定医療費の支給認定等の見直し</b>                      (難病の患者に対する医療等に関する法律)                      【法律改正等】</p> <p>(管理番号：47, 152, 242)</p>	<p>愛知県、横浜市、高知県／茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県／香川県、徳島県                      (内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>難病法による特定医療費の支給認定等について、以下の措置を講じる。</p> <p>① 患者が特定医療を受ける医療機関について、都道府県等が予め設定する事務を廃止する。</p> <p>② 高額療養費制度で用いられる医療保険の所得区分について、保険者への照会及び医療受給者証への記載を廃止する。</p> <p>③ 負担上限月額区分について、市町村民税額(所得割)に応じた区分設定に代わり、医療保険の所得区分を用いる。</p> <p>これにより、患者の利便性向上及び都道府県等の事務負担の軽減に資する。</p>	<p>次頁のとおり</p>	

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
19	<p>①次の2つの懸念が想定されるため、公費を原資とする医療費助成の性格や個々の疾患の特性に応じた必要な医療の専門性の確保、難病の医療提供体制の在り方を含めて、関係者の意見を聴きながら検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証に指定医療機関名を記載しないこととした場合、患者が指定医療機関以外の医療機関を受診して特定医療費の支給を受けられなくなる可能性がある。</li> <li>・難病患者が、良質かつ適切な難病医療を提供すると定められている指定医療機関以外の医療機関を含む様々な医療機関を受診する可能性が生じるため、長期的な視点が必要な難病診療の継続性の確保が難しく、患者が良質かつ適切な治療を受けられない可能性がある。</li> </ul> <p>②都道府県等において指定難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。</p> <p>医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討していく。</p> <p>③健康保険制度では、標準報酬月額を基に所得区分を決定している。健康保険における報酬とは、労働者が労働の対償として経常的かつ実質的に受けるものとされており、指定難病の医療費助成の自己負担限度額の決定する際に考慮すべき「家計の負担能力」の指標として適切ではないため、御提案の確認方法は公費負担医療の考え方にはなじまないと考えている。</p> <p>なお、都道府県等において高額療養費の所得区分を確認して指定難病の医療受給者証に当該区分を記載する事務については、効率化に向けて、関係省庁と連携して検討していく。</p>	<p>① 一部の都道府県等において、指定医療機関であれば特段の制限なく特定医療を受けることを可能とする運用が既に行われている実態も踏まえ、当該事務を廃止すべきではないか。</p> <p>②、③ 令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。</p> <p>また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。</p> <p>医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
20	<p><b>農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点の見直し</b> (農業振興地域の整備に関する法律) 【通知改正】</p> <p>(管理番号：76)</p>	福岡県、九州地方知事会 (農林水産省)	<p>農業振興地域内の農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地」であることが定められているところ、当該事業全体の工事が完了していない場合でも、一部の地域について当該事業によって受けべき利益が全て発現したと認められる場合には、「工事が完了した年度」に該当するものとする。</p> <p>これにより、地域の実情に応じた主体的かつ効率的な土地利用に資する。</p>	<p>「工事が完了した年度」については、事業の効果が全体的に発現していること及び第三者からみて8年を経過したかどうかは明確である必要があることから、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「工事完了公告における工事完了の日の属する年度」としている。</p> <p>しかしながら、工事の完了公告前であっても、その工事の一部が完了している一定の地域について、事業の完了によって得られる効果の全てが発現していると農林水産大臣が認める場合は、これを「工事が完了した」と解することに支障がないことから、当該一定の地域について、事業の完了によって得られる効用の全てが発生したと農林水産大臣が認める時点も「工事が完了した年度」と取り扱うよう、農業振興地域制度に関するガイドライン改正を行う。</p>	<p>○ 一部の地域に係る負担金の支払期間の始期を決定した年度など、どのような場合に「工事が完了した年度」に該当するか明確になるよう、早急にガイドラインを改正いただきたい。</p>

# 重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点

## 3. まちづくりや土地・施設の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	提案の概要	関係府省からの第1次回答の概要 ※フォローアップ案件は当該年の対応方針	提案募集検討専門部会からの 主な再検討の視点
21	<p><b>農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し</b> (農業委員会等に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号： 139)</p>	生駒市 (農林水産省)	<p>農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数については、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされており、政令において「区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数」が上限として定められているところ、この「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に見直す。</p> <p>これにより、農業委員会の運営体制や農地の地理的状況等の地域の実情に応じた定数の設定が可能となり、農地等の利用の最適化の推進のための活動を効率的かつ効果的に行うことに資する。</p>	<p>推進委員の定数については、平成27年に農業委員会等に関する法律を改正し、推進委員を設置するにあたり、全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている。</p> <p>なお、農業委員会事務局として臨時職員を雇用するための予算を措置しているところであり、推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能であると考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域によって農地の地理的状況等が区々の中で、機械的に農地面積 (ha) を100で除して得た数を推進委員の定数の上限とする現行の基準は、硬直的であり、地域の実情を踏まえ、見直すべきではないか。</li> <li>○ 地域の実情を必要最小限度で早急に把握した上で、推進委員が農地利用の最適化等の役割を全うできるよう検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。</li> <li>○ 交付金の財源制約は、必ずしも定数に上限を定める根拠とならないのではないか。</li> </ul>